

平成29年鎌ケ谷市農業委員会第10回定例総会議事録

鎌ケ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成29年鎌ケ谷市農業委員会第10回定例総会を鎌ケ谷市役所第4委員会室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成29年11月7日 午後3時50分

2 出席委員

農業委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員 | 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 |
| 4. 鈴木 一男 委員 | 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 |
| 7. 浅海 博行 委員 | 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 鈴木 有光 委員 | 11. 川村 誠司 委員 | |

農地利用最適化推進委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

事務局長 佐山 佳明 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

4 会議日程

議事録署名委員の指名について
議事

- | | |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について | 8件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 1件 |

5 開 会 午後3時50分

葛山 議長 ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、平成29年鎌ケ谷市農業委員会第10回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

10番鈴木有光委員

11番川村誠司委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第3班です。時田将班長より総括的な報告をお願いいた

します。

時田 班長

議長

葛山 議長

9番、時田將班長

時田 班長

第3班の現地調査の報告をいたします。

平成29年7月28日午後2時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、葛山会長、浅海会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について1件の計2件です。

現地調査後、午後4時より農地法第3条について、審査会を実施しました。

3班といたしましては、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請の申請地は、譲渡人が鉄道用地として農地を取得したのですが、鉄道計画が中止となり、当該土地が不要となったため元所有者である譲受人に譲渡するものです。

申請地は、畑5筆、合計面積95.06平方メートルの梨畑及び普通畑です。

営農計画は、梨の作付けを行い、普通畑部分はその梨畑への農業用通路として利用します。

譲受人の取得後の経営面積は0.8ヘクタール以上となり、年間の従事日数は150日で、専農従事者数は3名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

石原 委員

議長

葛山 議長

3番、石原和弘委員

石原 委員

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を報告い

たします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑5筆、合計面積95.06平方メートルの梨畑及び普通畑として適切に管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、普通畑部分は農業用通路として利用することを確認し、次に今後の適正な耕作の実施並びに営農後3年間は転用できないこと、また譲受人は、昨年、農業経営の縮小を図っていることから、今回は収用事業中止に伴う元自己所有農地の買戻しであるための許可対象である旨を周知しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1を説明いたします。

本案につきましては、柏税務署長より、20年間の営農継続により納税猶予が確定する農地等の利用状況についての確認依頼があったものです。

農業委員会は現地を調査し、税務署へ回答することとなっています。

なお、税務署への回答期限は平成30年3月末日です。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

川村 委員 議長

葛山 議長 11番、川村誠司委員

- 川村 委員 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1を報告いたします。
- 軽井沢地区の白井市との境界にあり、普通畑として適切に管理されてきました。自ら所有し、自ら農地として使用しておりましたので問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 以上で報告を終わります。
- 葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。
- (「なし」との声多数あり)
- 葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。
- それでは、採決をいたします。
- 議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 葛山 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。
- 葛山 議長 つづいて、報告事項を議題とします。
- 報告第1号から報告第3号までを報告いたします。
- 葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。
- 浅海副主幹 議長
- 葛山 議長 浅海副主幹
- 浅海副主幹 議案書の5ページから7ページまでをご覧ください。
- 報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について4件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について8件の計12件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。
- 続きまして、議案書の8ページをご覧ください。
- 報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。
- 以上です。
- 葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。
- 葛山 議長 これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。
- 以上で、平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時10分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成29年11月24日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴 木 有 光

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川 村 誠 司